

序章 計画の概要

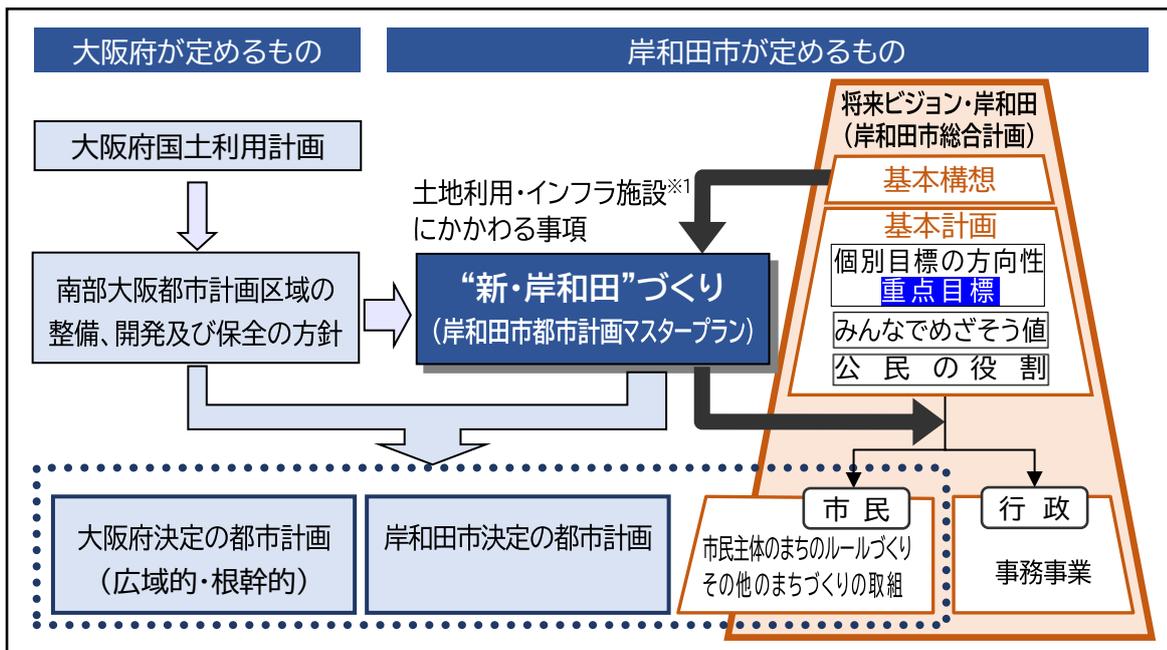
(1) 目的

1998（平成 10）年 3 月に、超長期のめざすまちの姿を展望する「岸和田市都市計画マスタープラン」を策定して以降、人口減少・超高齢社会、SDGs（持続可能性・多様性）、地球環境問題、危機管理、革新的技術、財政状況など、わが国や本市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

また本市は、2022（令和 4）年 11 月 1 日に市制施行 100 周年を迎えました。海から山まで広がる豊かな自然環境のもと、先人が築き上げてきた歴史、文化や産業など伝統ある岸和田市を受け継ぐとともに、次の 100 年に向けた新たな一歩を踏み出す年にあたります。

このため、社会状況の変化に対応し、未来の子どもたちに新しい岸和田をつないでいくために、2023（令和 5）年度からスタートする「将来ビジョン・岸和田（第 5 次岸和田市総合計画）基本構想」のもと、「新・岸和田”づくり（岸和田市都市計画マスタープラン）」を示し、基本構想を都市空間として具体化していきます。

(2) 位置付けと役割



1) 根拠法

都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」として定めます。

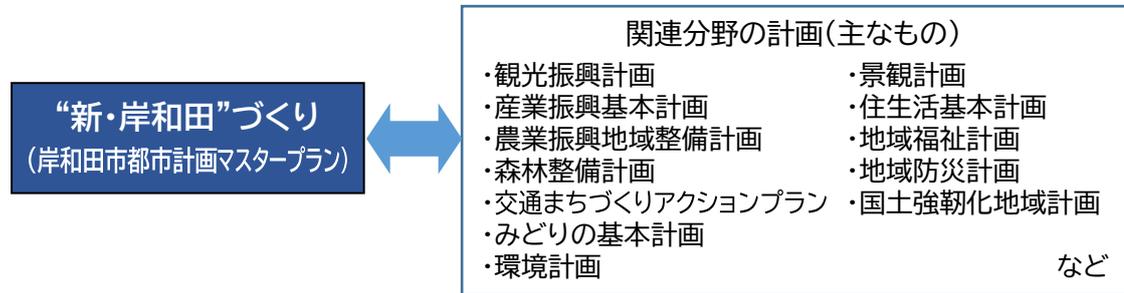
2) 上位計画との関係

本市が定める「将来ビジョン・岸和田 基本構想」を実現するために、土地利用やインフラ施設^{※1}を中心としたまちづくりの方針を定めます。

また大阪府が、広域的な観点からまちづくりの方針を示した「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図りつつ定めます。

3) 関連計画との関係

市民意見聴取や各審議会等での議論などを経て策定される関連分野の諸計画と相互に整合を図り、まちづくりの一体性を確保するとともに、施策や事業間の連携の強化を推進します。



4) 具体的な都市計画等との関係

本市が定める都市計画は、本計画に則すことが求められます。

また、地域でより詳細なまちづくりルールなどを定める際の指針として、都市計画制度によらないまちづくりの取組においても、市民・事業者・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を担います。

このため「将来ビジョン・岸和田 基本構想」を実現するための事務事業については、本計画で示すまちづくりの方針を踏まえつつ検討を行い、総合計画のもと、毎年度明らかにした上で推進します。

5) 目標年次

本計画は、「将来ビジョン・岸和田 基本構想」と整合を図り、将来のまちの姿を展望しつつ、12年後の2034（令和16）年度にその内容について検証し、社会経済状況等の変化に応じて見直しを行います。

(3) 計画の構成

第1章 全体像

「将来ビジョン・岸和田 基本構想」を基本構想、「新・岸和田”づくり」を基本計画と位置付け、基本構想の実現に向けて、都市計画分野を中心としたまちづくりの方針を示します。

第2章 地域像

概ね30年の超長期計画として、1998（平成10）年3月に策定した都市計画マスタープランの地域像（地域ごとのまちづくり方針・方策）と全体像との関係性を整理するとともに、今後の地域における市民・事業者主体のまちづくり活動に役立つ資料となるよう、まちづくり方針・方策ごとの都市計画分野を中心とした取組状況や地域資源の現状等を整理します。

また、全体像を踏まえて地域で議論し策定された「まちづくり構想」等については、市民の声として、具体的な方策検討の際の基礎資料として役立てていきます。

第3章 まちづくりを支える仕組み

本計画に基づいてまちづくりを展開していくための仕組みについて示します。

用語解説 1 インフラ施設

インフラ施設とは、社会、経済、産業などの活動を維持し、発展を支える基盤のことで、道路、公園・緑地、上下水道などがあります。

